令和6年 第1回 川西市教育委員会(定例会)議事日程表

会議日時 令和6年1月18日(木) 午後2時から

場 所 川西市役所 4階庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付	議	事	件	備考
1		議事録署名	委員の選任			
2		前回議事録の承認				
3		教育委員の	活動について			
4	報告第1号	専決報告について (川西市立学校教職員の服務に関 する規程の一部を改正する規定の制定について				
5		諸報告				

令和6年第1回

川西市教育委員会(定例会)議案書

川西市教育委員会

国 次

報告 第1号 専決報告について(川西市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について)

報告第 1 号

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年1月18日提出

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

記

川西市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定

専決第 6 号

川西市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について

川西市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する について、教育長に対する事務委任規則(昭和31年川西市教育委員会規則第11号)第 4条第1項の規定により専決した。

令和5年12月28日専決

川西市教育委員会 教育長 石 田 剛

川西市教育委員会訓令第 1 号

川西市立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

川西市立学校教職員の服務に関する規程(平成15年川西市教育委員会訓令第1号)の 一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(出勤等)」に改め、同条第1項中「直ちに出勤簿に自ら押印」を「出勤及び退勤するときは、直ちに勤怠管理システム(職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算機によって処理するシステムをいう。以下「システム」という。)により当該出勤及び退勤の時刻を自ら記録」に改め、同条第2項中「前項の出勤簿」を「システムにより出勤及び退勤」に改め、同条第3項中「出勤簿の取扱担当者を定め、出勤簿」を「システムの取扱担当者を定め、出勤等」に改める。

第6条第1項中「休暇等願を校長に提出して」を「システムに必要事項を入力し、」に 改め、同項後段を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項と し、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、システムにより難い場合は、休暇等願を校長に提出して承認権者の承認を受けなければならない。この場合において、証明書を必要とする休暇等については、休暇等の手続の際にその書類を添付しなければならない。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

川西市立学校教職員の服務に関する規程新旧対比表

現行	改正後		
(出勤簿) 第5条 職員は、定刻までに出勤し、 <u>直ちに出勤簿に自ら押印</u> しなければならない。 2 校長は、 <u>前項の出勤簿</u> を管理し、常に職員の勤務 状況を明らかにしておかなければならない。 3 校長は、 <u>出勤簿の取扱担当者を定め、出勤簿</u> に関する事務処理を命ずるものとする。	(出勤等) 第5条 職員は、定刻までに出勤し、 <u>出勤及び退勤するときは、直ちに勤怠管理システム(職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算機によつて処理するシステムをいう。以下「システム」という。)により当該出勤及び退勤の時刻を自ら記録しなければならない。 2 校長は、システムにより出勤及び退勤を管理し、常に職員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。 3 校長は、システムの取扱担当者を定め、出勤等に関する事務処理を命ずるものとする。</u>		
(休暇及び欠勤等) 第6条 職員は、年次休暇、病気休暇、特別休暇その他の休暇(以下「休暇等」という。)を受けようとするとき、又は欠勤し、遅刻し、若しくは早退しようとするときは、あらかじめ休暇等願を校長に提出して川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則(平成18年川西市教育委員会規則第10号)第21条に定める承認をする者(以下「承認権者」という。)の承認を受けなければならない。この場合において、証明書を必要とする休暇等については、休暇等の手続の際にその書類を添付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、急病、交通社(と)絶等の理由により、あらかじめ承認を受けることができないときは、速やかにその旨を連絡し、事後に承認を受けることができる。	(休暇及び欠勤等) 第6条 職員は、年次休暇、病気休暇、特別休暇その他の休暇(以下「休暇等」という。)を受けようとするとき、又は欠勤し、遅刻し、若しくは早退しようとするときは、あらかじめシステムに必要事項を入力し、川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則(平成18年川西市教育委員会規則第10号)第21条に定める承認をする者(以下「承認権者」という。)の承認を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、システムにより難い場合は、休暇等願を校長に提出して承認権者の承認を受けなければならない。この場合において、証明書を必要とする休暇等については、休暇等の手続の際にその書類を添付しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、急病、交通社(と)絶等の理由により、あらかじめ承認を受けることができないときは、速やかにその旨を連絡し、事後に承認を受けることができる。		
付 則	付 則 (追加) 付 則(令和6年1月1日教委訓令第1号) この訓令は、公布の日から施行する。		

諸 報 告

令和6年1月18日(木)

1 (仮称) 川西市こども参加条例の制定にかかる諮問について (こども政策課)

川西市子ども・若者未来会議

会長 様

川西市長 越田 謙治郎

(仮称) 川西市こども参加条例について (諮問)

(仮称) 川西市こども参加条例の制定にあたり、貴審議会に意見を求めます。

市子ども・若者未来計画の重点施策のひとつとなっている「(仮称) こども参加条例」について、令和6年度に制定を行うため、1月11日に開催しました第4回子ども若者未来会議に、別紙資料のとおり、諮問書を提出しました。

また、諮問書提出後、子ども若者未来会議で協議いただき、子どもや若者の意見聴取の方法や参画のあり方、市の政策への反映やフィードバックの手法などについて、専門的な知識を有する学識経験者等の意見を踏まえて検討するため、未来会議の下に部会を設置することを了承いただきました。

今後、子ども若者未来会議の会長と調整した上で、部会の委員を選定し、制定を進めていきます。